

様式第9号

指定管理者の選定結果（非公募用）

- 1 施設 の 名 称 静岡音楽館
- 2 指定管理者の名称 公益財団法人静岡市文化振興財団
- 3 指 定 期 間 令和3年4月1日～令和8年3月31日

4 選定の経緯

(1) 非公募

ア 非公募の理由

【該当項目】

エ 市と緊密に連携し、政策と連動した事業を展開することが特に重要であることから、公募による募集が適当ではないと指定管理者選定委員会が認めた施設

【該当理由】

静岡音楽館は、多彩なコンサートや講座を通じ、鑑賞者の拡大と新たな担い手の発掘・支援や若い聴衆の育成により、市民の音楽に対する関心を高め、市民文化の向上を図ることを目的として設置された。

指定管理者には、施設の設置目的及び運営方針を理解し、静岡市文化振興計画において位置付けられる、質の高い芸術文化等の創造活動、鑑賞機会の充実を図り、市と緊密に連携しながら音楽文化の振興や交流を図る多彩な事業を実施することが求められ、施設の管理運営及び本市の文化振興を担う人材の育成や普及啓発を行うため、専門的な知識や経験、ネットワークを活かし、長期的な視野に立った継続的な事業運営が必要となる。加えて、本施設は、静岡市の中心市街地における音楽文化・芸術の拠点として、静岡駅周辺に立地する静岡科学館、静岡市美術館と連携した事業を展開することで、各施設への来館者が相互に足を運ぶきっかけを生み出し、文化活動を通じた市民交流や中心市街地のにぎわいを創出する役割を担っている。

以上の理由により、本市の文化政策を実現するためのパートナーとして、専門性やノウハウを活かした事業を実施している実績があり、静岡科学館、静岡市美術館の指定管理者である、(公財)静岡市文化振興財団を非公募で募集する。

イ 募集期間 令和2年10月27日～令和2年11月26日

ウ 募集対象団体 公益財団法人静岡市文化振興財団

(2) 審査方法

ア 審査の種類

(ア) 書類審査 令和2年12月4日

(イ) プレゼンテーション 令和2年12月4日

イ 審査委員会

委員長 萩原 智美 (静岡市観光交流文化局文化振興課長)

委員 中川 将巳 (静岡市観光交流文化局歴史文化課長)

〃 萩原 さほり (静岡市観光交流文化局まちは劇場推進課長)

〃 永井 聡子 (静岡文化芸術大学教授)

〃 高瀬 健一郎 (常葉大学短期大学部教授)

ウ 審査基準 (審査表)

様式第18号「指定管理申請者審査表」のとおり

エ 決定方法 (審査方法)

各審査委員が、書類審査とプレゼンテーションの結果に基づき上記審査項目について採点し、総合点数により決定する。

(3) 審査結果

ア 選定された団体の名称及び点数

(ア) 名称 公益財団法人静岡市文化振興財団

(イ) 点数 89点/100点満点 (市が設定した最低基準点70点)

(ウ) 指定管理料提示額 218,150千円

イ 総評 (選定の理由等)

- ・静岡音楽館の設置目的に沿って運営方針を定めるとともに、指定管理者として館の使命を達成するための事業方針が示されていること。
- ・国や市の文化芸術政策を踏まえ、本市の文化政策を実現するためのパートナーとしての役割を十分に理解した事業計画となっていること。
- ・これまでの事業成果を継承し、明確な方針のもと次代を担う子どもや青少年の育成に積極的に取り組む姿勢が評価されたこと。

(4) 指定管理者選定委員会 令和2年12月14日

(5) 市議会の議決 令和3年3月11日

(6) 指 定 令和3年3月11日

(7) 公 告 令和3年3月17日

指定管理申請者審査表

施設の名称 静岡音楽館

| 基本項目 | 審査項目 | 比重① | 評価 ② | 点数 ①×② |
|--|--|-----|---------|-----------|
| 【25点】 ふさわしいものであること。 事業計画が施設の設置目的を達成するために | 1 静岡音楽館の設置目的に沿った明確な運営方針が示されているか。 | × 2 | | |
| | 2 市が提示した仕様書の内容を十分に理解し、事業計画に反映されているか。 | × 1 | | |
| | 3 専門的な知識や経験、幅広いネットワークを活かし、本市の文化政策を実現するためのパートナーとしての役割を意識した運営方針、事業計画となっているか。 | × 1 | | |
| | 4 静岡市の中心市街地における音楽文化・芸術の拠点として、静岡科学館、静岡市美術館との連携により、交流機会の促進やにぎわい創出に貢献する事業計画となっているか。 | × 1 | | |
| | 【所見欄】 | | | |
| 【45点】 管理を実現するものであること。 事業計画が施設の効果的、効率的な | 1 市が示した指定管理料の上限額に対し、適正な範囲内で提示されているか。 | × 1 | | |
| | 2 市が示した目標値を達成するために、指定期間を通じてどのように取り組むか方針が示されているか。 | × 2 | | |
| | 3 音楽文化及び音楽芸術に係る公演・講演会等の実施により、広く市民に音楽に触れる機会を継続的に提供する方策が示されているか。 | × 1 | | |
| | 4 地域の音楽団体及び学校等教育機関との連携をはじめとし、長期的視野に立ち、次代を担う子どもや青少年の育成に取り組む方策が示されているか。 | × 1 | | |
| | 5 音楽に関する情報提供及び広報活動について、実施方針が示されているか。 | × 1 | | |
| | 6 市民ニーズの把握と施設運営への適切な反映策が示されているか。 | × 1 | | |
| | 7 経費削減のための努力や工夫がなされているか。 | × 1 | | |
| | 8 事業計画に対する収支予算は適切か。 | × 1 | | |

| | | | |
|--|---------------------------------|-----|--|
| | 【所見欄】 | | |
| 事業計画に沿った管理を行うために必要な物的・人的能力を有していることと認められること。 【20点】 | 1 当該施設の指定管理者としての実績は十分か。 | × 2 | |
| | 2 管理運営に必要な能力を有した人材が適切に配置されているか。 | × 1 | |
| | 3 スタッフの指導育成、研修計画等が整備されているか。 | × 1 | |
| | 【所見欄】 | | |
| 管理の業務を適切かつ円滑に行うための経理的基礎を有していること。 【10点】 | 1 経理について適切な処理能力を有しているか。 | × 1 | |
| | 2 決算収支の状況（経常収支、実質収支）は良好か。 | × 1 | |
| | 【所見欄】 | | |

評価：優れている…5、やや優れている…4、普通…3、やや劣っている…2、劣っている…1
 当該施設の指定管理者としての実績に関する審査項目の配点は、原則として満点の10%とする。

| 満点 | 最低基準 (70%) | 合計点数 |
|------|---------------|------|
| 100点 | 70点 | 点 |

【意見欄】